

社外役員 の 独 立 性 判 断 基 準

以下のいずれにも該当しない場合、当社に対する独立性を有している者と判断する。

1. 当社を主要な取引先とする者(注1)又はその業務執行者(注2)。
2. 当社の主要な取引先である者(注3)又はその業務執行者
3. 当社の業務執行者が他の会社の社外取締役又は社外監査役に就任している場合における当該他の会社の業務執行者
4. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(注4)を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者)
5. 当社から多額の寄付(注5)を受けている者又はその業務執行者
6. 当社の主要株主(注6)又はその業務執行者
7. 過去3年間において1から6に掲げる者に該当していた者
8. 現在及び過去10年間において当社の業務執行者に該当していた者
9. 1から8に掲げる者の近親者(注7)

注1 「当社を主要な取引先とする者」とは、直近事業年度において、取引先の連結売上高(連結売上収益)の2%以上の支払いを当社から受けた者をいう

注2 「業務執行者」とは、取締役、執行役員、経営幹部等である者をいう

注3 「当社の主要な取引先である者」とは、直近事業年度において、当社の営業収益の2%以上の支払いを当社に行った者をいう

注4 「多額の金銭その他の財産」とは、直近事業年度において、その価額の総額が、個人の場合は年間1,000万円以上、団体の場合は当該団体の年間総収入の2%以上の額の金銭その他の財産をいう

注5 「多額の寄付」とは、直近事業年度において、その価額の総額が、年間1,000万円又は寄付先の総収入の2%のいずれか高い方の額を超える金銭をいう

注6 「主要株主」とは、総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者をいう

注7 「近親者」とは、配偶者又は二親等内の親族をいう

制定：2021年9月8日